

① 件名	教育・保育給付（幼稚園、保育所等の利用）に係る支給認定証の任意交付化について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 平成27年4月以降、小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付を受けようとするとき（幼稚園、保育所等を利用しようとするとき）は、市に対し、教育・保育給付を受ける資格を有することの認定を申請し、その認定を受けなければならないとされ、市は、この認定（支給認定）を行ったときは、その結果を当該保護者に通知し、支給認定証を交付することとされてきた。 支給認定証は、制度上、教育・保育施設を利用する際に、保護者が当該施設に提示し、教育・保育施設において必要な各種情報を確認するために用いることとされているが、運用上は、市から教育・保育施設に別途情報が示されることもあり、必ずしも必要とされるわけではなかった。 このことから、地方から国へ支給認定証の義務化見直しを提案し、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととする内閣府令の改正が行われた。</p> <p>【目的】 支給認定証を任意交付にすることにより、保護者の負担軽減を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号） 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第36号） 石巻市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年9月30日石巻市規則第26号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 子育てを支援する環境を整備する</p> <p>【〔個別計画との整合性〕 石巻市子ども・子育て支援事業計画 第3部 子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成28年 3月17日 地方から国へ支給認定証の義務化見直しを提案 ～6月6日 12月20日 閣議決定において、支給認定証交付の義務付けの見直し</p> <p>平成29年 3月31日 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布（平成29年4月1日施行）</p>

⑤ 主な内容
<p>子どものための教育・保育給付の認定を行ったときは、申請があった場合のみ、支給認定証を交付する。</p> <p>[支給認定証とは]</p> <p>保護者の申請に基づき、市が、教育・保育給付を受ける資格を有することを認定した証であり、子ども・子育て支援法施行規則に定められた次の事項を記載したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の氏名、居住地及び生年月日 ・小学校就学前子どもの氏名及び生年月日 ・交付の年月日及び支給認定証番号 ・小学校就学前子どもの区分（1号認定、2号認定、3号認定） ・保育の必要性の事由（就労、妊娠・出産、就学等）及び保育必要量（標準時間（11時間）又は短時間（8時間）） ・支給認定の有効期間
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>保護者において、支給認定証の交付を受けないことで、更新や内容変更に伴う再提出・再発行の手續や紛失の際の手續に要した負担がなくなる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴うものであり、多くの市町村で同様の対応が見込まれる。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成29年6月 市議会第2回定例会に「石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を提案 （公布の日から施行） 「石巻市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則」の制定・公布 （公布の日から施行）</p>
⑨ その他